

## 科学技術・学術審議会資源調査分科会の公開の手續について

平成13年5月23日  
科学技術・学術審議会  
資源調査分科会

科学技術・学術審議会資源調査分科会運営規則第6条に基づき、科学技術・学術審議会資源調査分科会（以下「分科会」という。）の公開の手續について、以下のよう  
に定める。

1．会議の日時・場所・議事を開催前日（前日が日曜日または祝祭日の場合は、その直近の週日とする。以下、同じ。）までにインターネット（文部科学省ホームページ<http://www.mext.go.jp/>の報道発表一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。

2．傍聴については、以下のとおりとする。

（1）一般傍聴者

一般傍聴者については、あらかじめ開催前日17時までに分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課資源室。以下同じ。）に登録する。

受付は、基本的に申し込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選も考慮する。

（2）報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに委員会の庶務の総括部局に登録する。

（3）その他

傍聴者が、会議の進行を妨げていると分科会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、詳細は会長の指示に従うこととする。

3．その他

委員関係者及び各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。